

アラブ首長国連邦アブダビ首長国の輸入規制措置の概要 (平成25年10月4日時点)

【輸入規制措置の概要】

アラブ首長国連邦アブダビ首長国は、日本から輸出される一部の地域の食品について放射性物質検査報告書の提出を求めるとともに、その他の地域の食品については産地証明の提出を求めています。

(証明対象・内容)

	地 域	品 目	規制内容
1	47都道府県	全ての食品	＜日付証明＞ 平成23年3月11日以前に生産・加工されたことの証明
2	15都県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡）		＜放射性物質検査証明＞ （アラブ首長国連邦が定める放射性物質基準（注1）に適合していること）（注2）
3	15都県以外		＜産地証明＞ （15都県以外で生産・加工されたことの証明）（注3）

注1；アラブ首長国連邦が定める放射性物質基準（Codex基準を採用）

放射性物質核種	基準値（Bq/kg）
ヨウ素（ ¹³¹ I）	100
セシウム（ ¹³⁴ Cs＋ ¹³⁷ Cs）	1000

上記15都県で生産・加工された食品に添付する放射性物質検査証明については、政府機関が発行する証明書ではなく、アブダビ側に登録した検査機関作成の放射性物質検査結果報告書（英文）の提出により輸入が認められます。

「アブダビ首長国向けに輸出される食品に係る放射性物質検査機関一覧」は、農林水産省ホームページに掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/arab_shoumei.html

注2；放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、証明書を発行することはできません。

注3；上記3の産地証明は、政府機関によるもののほか、各商工会議所によるサイン証明による輸入も認められます（サイン証明の様式の指定はありません）。

注4；対象製品の原料について放射性物質検査による確認を行った場合は、同検査結果報告書の添付も必要となります。

【経過措置】

平成25年10月10日まで、従前の証明書様式が使用可能となっています。